

藤本電業株式会社 納入製品「 CA-C01W 型 Type-C 家庭用充電器 3.1A 」  
電気用品安全法の技術基準適合義務 違反の件

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、弊社が輸入して藤本電業株式会社様に納品させて頂いております、  
「 CA-C01W 型 Type-C 家庭用充電器 3.1A 」につきまして、  
2019年6月14日付に経済産業省から電気用品安全法に違反する疑いがあると連絡を受けました。

経済産業省から提示頂いた資料を基に当該製品の製造業者に問い質してみたところ、  
結果として技術基準適合義務に準じていない事態が発覚致しましたので、  
当該製品の販売の中止と回収を藤本電業株式会社様に依頼させて頂きました。

違反事項につきましては下記の通りです。

- ① 電気用品の技術上の基準を定める省令：第六条に規定する技術基準適合義務に違反  
(耐熱性等を有する部品、及び、材料の使用義務)
  - 材料試験：塩化ビニル被覆の出力電線の温度：67.4℃ (周囲温度：30.0℃)  
※ 材料基準：60℃ (基準周囲温度：30℃)
- ② 電気用品の技術上の基準を定める省令：第八条に規定する技術基準適合義務に違反。  
(絶縁性能の保持)
  - 構造試験：プリント基板上の異極充電部相互間(240V)の空間最小距離  
交流-交流：1.8mm / 交流-直流：1.6mm  
※ 基準：3.0mm 以上
- ③ 電気用品の技術上の基準を定める省令：第七条第一号に規定する技術基準適合義務に違反。  
(感電に対する保護)
  - 構造試験において、人が触れる恐れのある出力端子金属部が、二重絶縁、又は強化絶縁で絶縁されておらず、  
且つ、最大定格電圧が 240V にもかかわらずアース機構が無い。
    - 強化絶縁 不適合
      - ・トランスコア(1次側)とプリント基板の印刷配線(2次側)間の空間距離：最小 2.7mm
      - ・プリント基板の半田面(1次側)とプリント基板の印刷配線(2次側)間の空間距離：最小 3.9mm
      - ※ 本製品の仕様構造上、強化絶縁の定義基準：※ 5.0mm 以上
    - 二重絶縁 機構無
      - ・トランスコア(1次側)と出力電線(2次側)間の絶縁方式：基礎絶縁
    - ⇒ 本製品の仕様構造上、アース機構無の条件に不適合
- ④ 技術基準省令解釈 別表第八 1(12) 容量表示の不具合
  - ・適合性同等試験で適用試験規格は電気用品の技術上の基準を定める省令第1項  
別表第八 及び 2(102)で実施しているが、表示において定格入力容量がWで表示されている。

弊社では、製造元である海外製造業者から当該製品が第三者機関で技術基準が適合している旨を確認し、  
又、当該製品の適合同等証明書(PSE 副本)も入手した上で当該製品を輸入しており、  
量産時での自主検査の入手、及び、日本国内でも全数通電検査を実施して動作上問題が無い事を  
確認してから市場に出荷させて頂いておりますが、  
この度は経済産業省から電気用品安全法の違反疑いの連絡を受け、弊社の電気用品安全法に対する理解、  
及び、海外製造業者の管理不足により今回の処置を実施する運びとなりました。

弊社製品をご愛顧頂いております藤本電業社様を始めと致します各皆様方には大変なご迷惑をお掛けすると共に、  
弊社製品に対するご信頼を損ねる様な事態となりまして重ねて深くお詫びを申し上げます。

弊社と致しましては、今回の結果を基に更に製造業者や製品仕様、輸入処置を厳しく管理し、  
安全面や法律上でご安心してご使用頂ける製品の製作、輸入を心掛けて参る所存でございます。  
誠に恐縮ではございますが、今後共弊社製品をご愛顧賜れます様、何卒宜しくお願い申し上げます。